

資料 1 - 2

< 参考資料 >

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う**区間主義**によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、**水系一貫主義**の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)**に係る河川で国土交通大臣が指定する**一級河川**、**一級水系以外に係る河川**で都道府県知事が指定する**二級河川**、これらの河川以外で市町村長が指定する**準用河川**に区分されている。

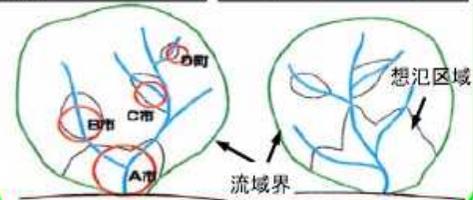
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

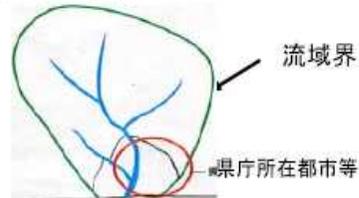
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

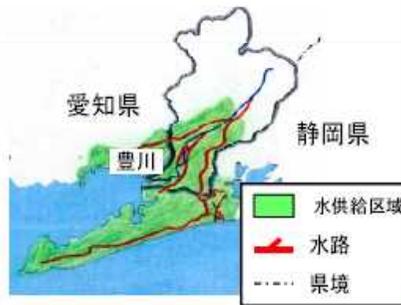
想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

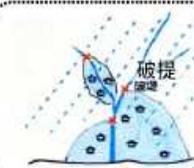


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



国による抜本的な洪水対策を実施

河川管理の体系：水系一貫主義

一級河川

河川法第4条第1項の規定により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水 流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

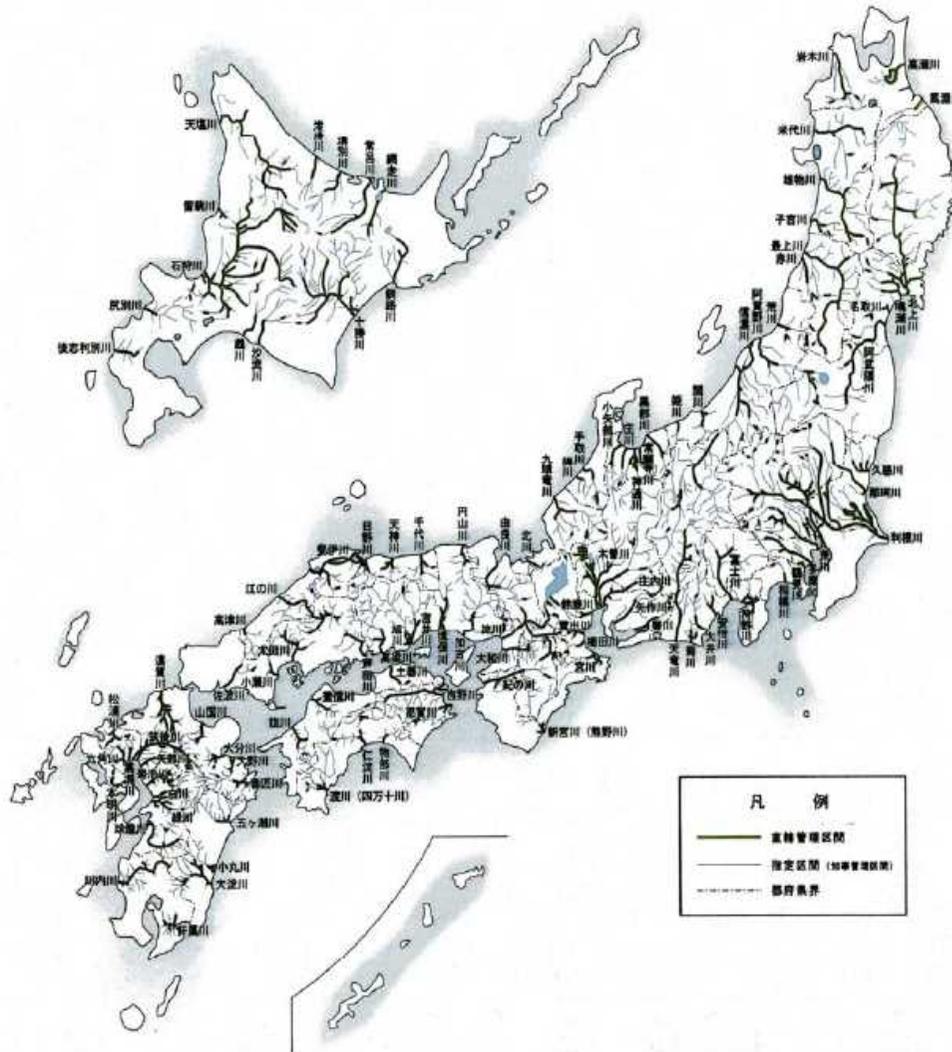
4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

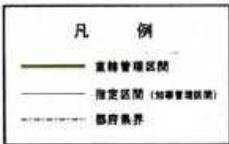
6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級水系一覧

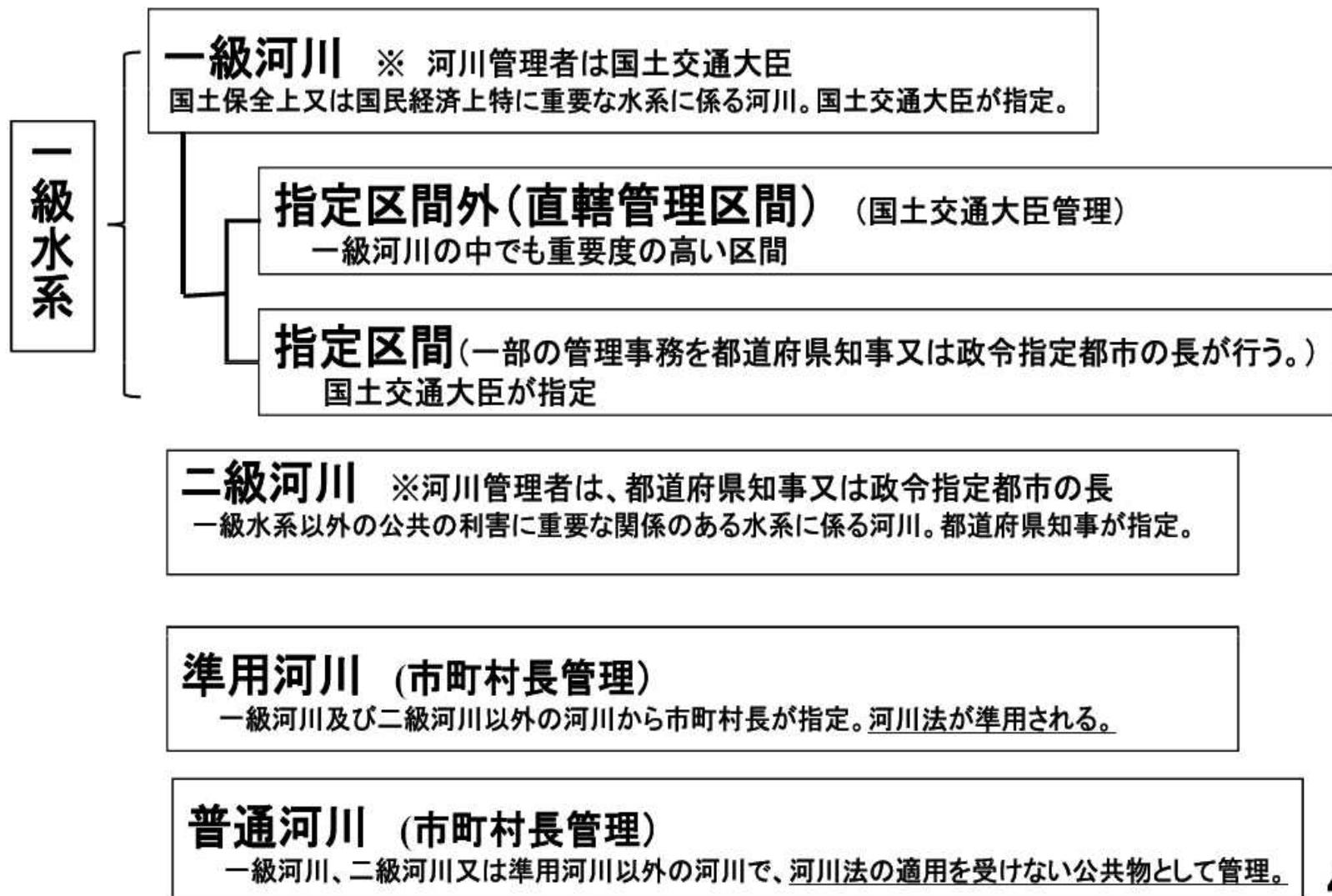
109水系が既に政令指定されている。



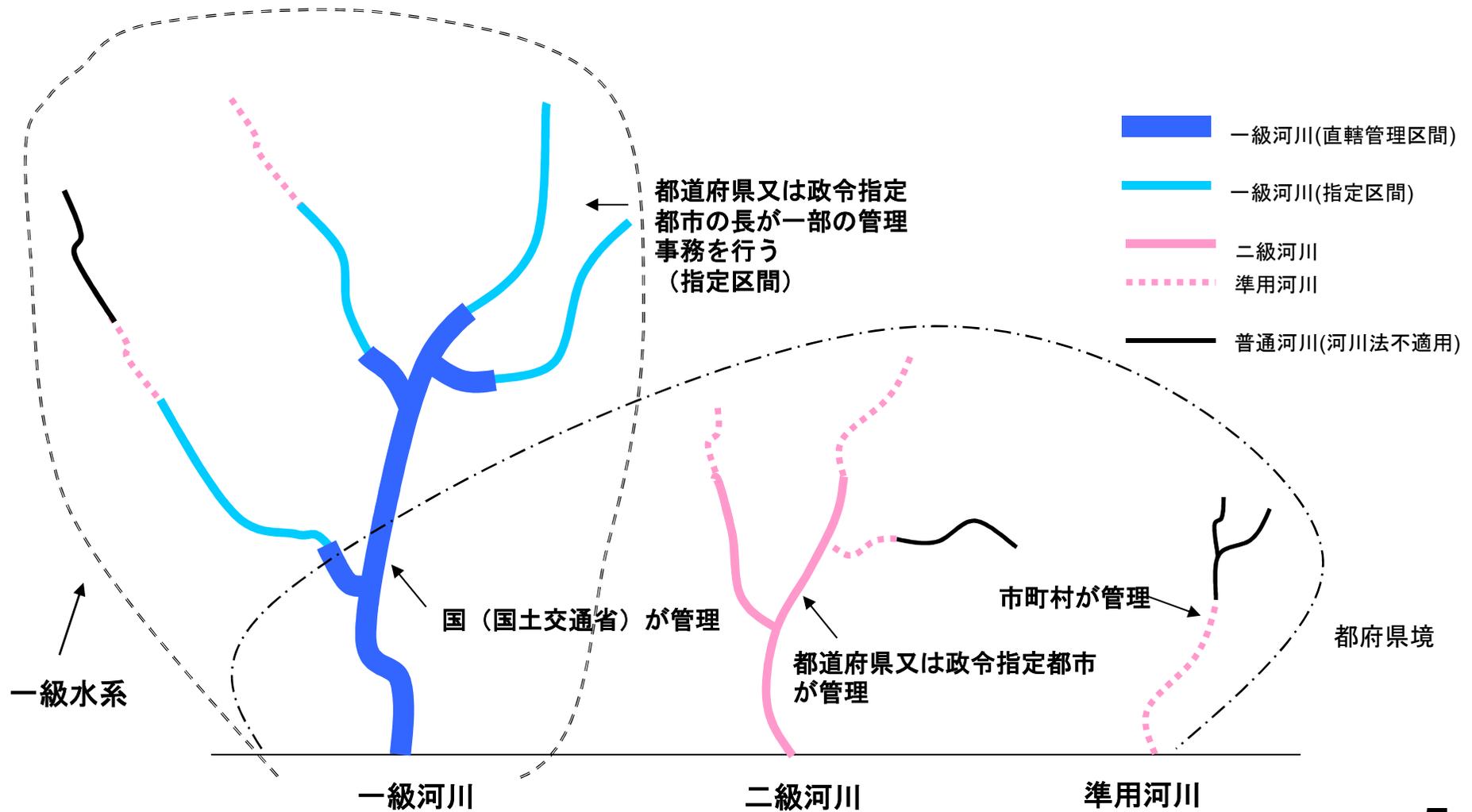
水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川水系	37	姫川水系	73	江の川水系
2	塩川水系	38	黒部川水系	74	の津川水系
3	滑別川水系	39	常願寺川水系	75	吉井川水系
4	通常呂走川水系	40	神通川水系	76	旭川水系
5	常呂川水系	41	庄川水系	77	梁田川水系
6	留萌川水系	42	小矢部川水系	78	高芦川水系
7	狩川水系	43	取川水系	79	太田川水系
8	石狩川水系	44	手楯川水系	80	小瀬川水系
9	後志川水系	45	狩野川水系	81	小佐川水系
10	釧路川水系	46	富士川水系	82	波野川水系
11	流川水系	47	安土川水系	83	那賀川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	土重川水系
13	釧路川水系	49	天竜川水系	85	重信川水系
14	十勝川水系	50	天竜川水系	86	物部川水系
15	高瀬川水系	51	豊川水系	87	濃部川水系
16	馬場川水系	52	矢作川水系	88	濃部川水系
17	北上川水系	53	庄内川水系	89	濃部川水系
18	利根川水系	54	木曾川水系	90	濃部川水系
19	利根川水系	55	木曾川水系	91	濃部川水系
20	阿武隈川水系	56	雲出川水系	92	濃部川水系
21	米代川水系	57	榑田川水系	93	濃部川水系
22	雄物川水系	58	宮川水系	94	濃部川水系
23	吉上川水系	59	由良川水系	95	濃部川水系
24	最上川水系	60	大和川水系	96	濃部川水系
25	赤川水系	61	大和川水系	97	濃部川水系
26	久慈川水系	62	大和川水系	98	濃部川水系
27	利根川水系	63	大和川水系	99	濃部川水系
28	利根川水系	64	大和川水系	100	濃部川水系
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	大野川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	大内川水系
				109	肝川水系



重要度に応じた河川の管理区分



国と地方の役割分担



○道路法で定める道路

道路の種類		定義	道路管理者
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣
一般国道(※1)	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、以下のいずれかに該当するもので政令で定めるもの(※2)【道路法第5条】 ①国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」という。)を連絡する道路 ②重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路	国土交通大臣
	補助国道 (指定区間外)	③2以上の市を連絡して高速自動車国道又は第1号に規定する国道に達する道路 ④港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第2項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路 ⑤国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路	都府県(政令市)
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路で知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したもの【道路法第7条】	都道府県(政令市)
市町村道		市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したもの【道路法第8条】	市町村

(※1)国道の路線の指定は、国土交通大臣の諮問に応じ、社会資本整備審議会の審議を経て行われる。

(※2)当該政令には、路線名、起点、終点、重要な経過地が明示される。

○港湾法で定める港湾

港湾の種類	定義【法第2条第2項及び第9項】	港湾管理者【法第2条第1項】
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの	・地方公共団体 (普通地方公共団体、一部事務組合、広域連合) ・港務局(※)
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの	
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの	
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	
避難港	暴風雨に際し小型船舶が避難のために泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるもの	

港湾の政令指定の手続については、法令に規定無し。

(※)関係地方公共団体は、単独又は共同して、定款を定め、港務局を設立出来る。【法第4条第1項】

関係地方公共団体とは、

- ①当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体
- ②従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体
- ③予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体を指す。

参考(道路、港湾、河川の比較)

<道路の例>

路線名	起点	終点	重要な経由地
一号 東京都中央区	東京都中央区	大阪市	東京都千代田区(霞が関一丁目) 同都港区(高輪一丁目) 同都品川区(東五反田一丁目) 同都大田区(池上二丁目) 川崎市(幸区) 横浜(神奈川区) 藤沢市(城南四丁目) 茅ヶ崎市(下町屋) 平塚市(浅間町 袖ヶ浜) 神奈川県中郡大磯町 小田原市 同県足柄下郡箱根町 三島市 沼津市 富士市 清水市 静岡市(桑町) 藤枝市 島田市 静岡県榛原郡金谷町 掛川市 袋井市 磐田市(三ヶ野) 浜松市 湖西市 同県浜名郡新居町 豊橋市 愛知県宝飯郡小坂井町 豊川市(白鳥町) 岡崎市 安城市(宇頭茶屋町) 知立市 刈谷市(今川町) 豊明市 名古屋市(熱田区) 同県海部郡弥富町 桑名市(安永) 四日市市(栄栄女町) 鈴鹿市(石薬師町) 亀山市 三重県鈴鹿郡関町 滋賀県甲賀郡水口町 同県栗太郡栗東町 草津市 大津市(瀬田) 京都市(下京区) 宇治市 京都府久世郡久御山町 八幡市 枚方市 交野市 寝屋川市 門真市 守口市
二号 大阪市	大阪市	北九州市	尼崎市(杭瀬本町) 西宮市(池田町) 芦屋市(清水町) 神戸市(灘区) 明石市 加古川市(加古川町寺家町 加古川町河原) 高砂市(阿弥陀町魚橋) 姫路市(本町) 飾磨区(三宅一丁目) 兵庫県揖保郡太子町 龍野市 相生市(池之内) 赤穂市(東有年) 備前市(岡山) 岡山県都窪郡早島町 倉敷市 福山市 尾道市 三原市(時貞町) 竹原市(西野町) 東広島市 広島県安芸郡海田町 広島市 廿日市市 大竹市 岩国市 山口県玖珂郡玖珂町 同郡周東町 下松市(徳山) 徳山(徳山) 新南陽市(福川) 防府市 山口市 同県吉敷郡小郡町 宇部市(吉見) 同県厚狭郡山陽町 下関市

別表
一般国道の路線を指定する政令(昭和四十年三月二十九日政令第五十八号)

<港湾の例>

都道府県	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾	避難港
北海道	室蘭、古小牧	函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室	松前、奥尻、えりも、坂法華、宗谷、天光	
青森	青森、八戸、むつ小川原	青森、八戸	尻屋岬、深浦	
岩手	宮古	久慈		
東京	東京			
神奈川	京浜			

港湾法施行令(昭和二十六年一月十九日政令第四号)
別表第一(第一関係)

<河川の例>

名称	上流端	下流端
天塩川	左岸 北海道上川郡朝日町国有林上川北部経営計画朝日事業区四十九林班い小班地先 右岸 同町国有林上川北部経営計画朝日事業区百三十七林班い小班地先	天塩川への合流点
ロクシナイ川	左岸 北海道天塩郡天塩町宇ルシニクナイ九百九十九番の三地先 右岸 同町同字九百九十九番の二地先	天塩川への合流点
サロベツ川	北海道天塩郡豊富町目梨別国有林百三十五林班い小班地先	天塩川への合流点

国土交通省告示
第一 天塩川水系

一級河川指定による効果

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$ ……等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $1/2$ (河川改修工事)、
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、
 $2/3$ 又は $5/10$ 等・・・等の国による費用負担

(参考)

<準用河川に対して国費が支出されるケース> (残りは都道府県が負担)

防災・安全交付金

総合流域防災事業による準用河川改修事業(国費率 $1/3$)

一事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内で、過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの等の一定の要件に該当するものに対して交付。

等の交付金制度がある。

河川法以外の効果

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、**普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)**となる。また、特別交付税において、準用河川の改修費も算定資料となる。

※普通交付税:交付税総額の96%、特別交付税:交付税総額の4%

<普通河川は対象外>

一級河川指定手続きの流れ

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・各省協議・関係都道府県への意見照会、承認(河川法第4条第3項)

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)

・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



・官報告示(一級河川指定)

一級河川指定の視点

どのようなものを一級河川指定しているか

一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用の状況等から一級河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で次の1～5のいずれかに該当するもの

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要があること
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われること
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等があること
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間
- 5 その他、既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により河川の名称、上下流端の変更又は廃止等が生じるもの